

収支内訳書(不動産所得用)の書き方

収入金額	賃貸料	①	本年中の賃貸収入金額
	礼金・権利金・更新料	②	本年中に収入することの確定した礼金や権利金、更新料(これらと同様の性質を有するものを含まず)がある場合
	名義書換料・その他	③	名義書換料や、返還を要しないこととなった保証金・敷金などのほか、賃借人から受ける水道料・電気料などの収入
	小計	④	(②+③)
	計	⑤	(①+④)
経費	給料賃金	⑥	賃貸している建物などの管理や賃貸料の集金に従事している使用人に支払う給料
	減価償却費	⑦	賃貸している建物、建物附属設備、構築物などの償却費
	貸倒金	⑧	既に収入金額とした未収賃貸料などのうち、回収不能となった金額
	地代家賃	⑨	賃貸している建物の敷地の地代
	借入金利子	⑩	賃貸している建物等を取得するための借入金の利子(借入金の返済額のうち元本に相当する部分の金額は必要経費になりません)
	租税公課	イ	賃貸している土地、建物についての、固定資産税、事業税、税込経理方式による消費税・地方消費税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金 ※所得税、町県民税、相続税、国民健康保険税、延滞税等付帯税、罰金は経費となりません
	損害保険料	ロ	賃貸している建物等についての火災保険料
	修繕費	ハ	賃貸している建物等についての修繕のための費用
		ニ	
	雑費	ホ	業務上の費用で他の経費に当てはまらない経費
	小計	⑪	(イ～ホまでの計)※
	経費計	⑫	(⑥～⑩までの計+⑪)
専従者控除前の所得金額	⑬	(⑤-⑫)	
専従者控除	⑭	15歳以上で本年中に6カ月以上の従事経験を有する者。但し、専従者控除の対象となった者は扶養控除の対象となれませぬのでご注意ください。 ⑬÷(専従者数+1)=専従者控除限度額(限度額は配偶者の場合は86万円、その他の専従者の場合は1人あたり50万円となっています)	
所得金額	⑮	(⑬-⑭)	

※不動産所得分に関する金額のみを必要経費に記入して下さい。不動産所得分と家事分が重なる場合はあん分で金額を出して下さい。